

○環境省告示第四号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第八号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第八号の規定に基づき、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件を次のように定め、平成二十四年六月一日から適用する。

平成二十四年一月二十日

環境大臣 細野 豪志

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「給餌^じ」を「給餌」に改める。

第五条第一号へに後段として次のように加える。

競りあつせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

第五条第一号トに後段として次のように加える。

特に、販売業者が、夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及びねこ

外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

第五条第一号チ中「餌」を「餌」に改め、同号中レをソとし、ルからタまでをヲからレまでとし、同号又^{えき}に後段として次のように加える。

特に、長時間連続して犬又はねこの展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

第五条第一号中ヌをルとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入ること等により、犬又はねこの休息が妨げられることがないようにすること。

第五条第二号イ中「契約の相手方」を「契約の相手方等」に改め、後段として次のように加える。

競りあつせん業者が、競りの実施に当たつて、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

第五条第五号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又はねこを顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

第六条第四号中「販売」の下に「、競り」を加え、同条に次の一号を加える。

六 競りあつせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。